

第5章 自殺対策における取組(重点施策)

重点施策は、第2章から読み取れるように、本市における自殺のハイリスク層である「子ども・若者」「生活困窮者」「高齢者」と、自殺のリスク要因となっている「職場環境」問題に焦点を絞った取組です。

それぞれの対象に関わりの深い庁内関係課を中心に、地域資源を生かして地域に応じた取組を行います。

1 重点施策1 子ども・若者への対策

子ども・若者は児童生徒、大学生、10代から30代の有職者と無職者、非正規雇用者等が対象となります。本市では、これらの年齢層の自殺者の割合が全国や兵庫県に比べて高くなっています。また、2013年から2017年の年代別の死亡原因は、10代から30代においてはいずれも自殺が死因の第1位になっており、若年世代には深刻な問題となっています。子ども・若者が抱える悩みは多様で、子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があります。ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対策が求められます。そのため、保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携し、段階に応じた支援を推進します。

■本市の子ども・若者の自殺者数と死亡者総数における割合（2013～2017年合計）

	自殺による 死亡者数（人）	死亡者総数における 割合（％）
20歳未満	5	55.6
20～29歳	11	52.4
30～39歳	10	37.0

資料：厚生労働省「人口動態統計」

（1）児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

学生時代だけでなく、学生生活を終えて社会に出る際、さらには社会に出てからも、大きく変わる環境に順応することが困難になることは誰しも起こり得ます。将来大きな困難や問題に直面したときや環境の変化に対して、生きづらさを感じたときには早めに信頼できる周りの人に相談するなど、その対処方法を身に着け、自身や周りの人たちの命の大切さを認識し、守ることができるよう、児童生徒に対してSOSの出し方に関する教育を推進します。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

学校教育課	人権教育推進課
いじめ予防教育推進事業 【下記詳細】	学校園人権教育推進事業 【再掲 p22】

事業	事業内容
いじめ予防教育推進事業	1 中学生サミット いじめを許さない学校づくりのリーダーを育成します。 2 動物愛護教室 命を大事にする心を育てます。 3 産官学連携事業「スマホ・ケータイ教室」 SNSを正しく安全に使うことが、自分自身の身を守ることにつながることを学びます。 4 ネットパトロール ネグレクト、自殺願望の児童生徒をいち早く発見し、早期に対応します。

（２）子どもの養育に関わる保護者等への支援体制の強化

子どもたちの主な生活の場は、家庭、地域、学校であり、成長する上で彼らの生活状況や価値観、考え方は周囲の状況から大きな影響を受けます。子どもたちを支える保護者等への支援体制を強化し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

健康課	児童福祉課
母子健康手帳の交付 【下記詳細】	子育て応援センター「すくすく」 【再掲 p18】
こんには赤ちゃん訪問事業 【下記詳細】	産前・産後サポート事業 【再掲 p24】
乳幼児健康診査・健康相談 【下記詳細】	産後ケア事業 【再掲 p26】
プレママサロン(妊婦のつどい) 【再掲 p20】	西播磨障害児療育事業 【再掲 p19】
妊産婦・新生児・未熟児訪問指導 【再掲 p24】	ファミリーサポートセンター運営事業 【再掲 p20】
発達相談 【再掲 p24】	子育てつどいの広場運営事業 【再掲 p20】
親子ふれあい教室 【再掲 p26】	中央児童館管理運営事業 【再掲 p20】
赤ちゃん・キッズ相談 【再掲 p24】	子育て家庭ショートステイ事業 【再掲 p26】
妊娠届受理会 【再掲 p19】	母子生活支援施設入所措置事業 【再掲 p26】
母子連絡会 【再掲 p19】	障害児通所支援事業(はばたき園) 【再掲 p19】

社会教育課
青少年健全育成事業 【再掲 p23】

事業	事業内容
母子健康手帳の交付	母子健康手帳を交付し、妊娠届出時の面接とアンケートから必要な支援を把握、支援します。
こんにちは赤ちゃん訪問事業	母子・健康推進委員が、子育て家庭を訪問し、保護者の悩みを聴き、支援の必要な家庭に対して適切なサービスの提供につなぎます。
乳幼児健康診査・健康相談	対象児の発育・発達の状況を確認し、異常の早期発見を行い、適切な治療・療育につなぐとともに、保護者への育児支援を行います。

（３）子ども・若者の活動場所の確保

子どもたちが地域で生き生きと自分らしく暮らすためには、普段から安心安全だと感じることのできる活動場所が必要です。また、落ち込んだ時や危機的状況に陥った時には、心や体の避難所となる場所も必要です。子ども食堂や民間の児童館等、各関係団体が主催する事業とも連携を図り、子どもたちの安全な活動場所を確保していきます。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

学校教育課	
不登校対策ネットワーク構築事業	【再掲 p19】

社会教育課	
放課後児童クラブ事業	【再掲 p26】
図書館におけるソフト事業	【再掲 p23】

児童福祉課	
子育て家庭ショートステイ事業	【再掲 p26】

（４）若者の就労に関する支援

就職活動の複雑多様化や雇用のミスマッチなど、若者を取り巻く就労環境による悩みに適切に対応し、若者が就労によって生活基盤をしっかりと築くことができるよう就職に不安を持つ若者に対する支援を行います。また、労働関係機関とも連携を図ります。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

商工振興課	
若者就職サポート相談	【再掲 p25】

児童福祉課	
母子家庭等自立支援給付金支給事業	【再掲 p25】

2 重点施策2 職場環境への対策

人が充実した社会生活を送るためには、心身ともに健康で、やりがいを持って働き続けることのできる職場環境が必要です。

しかし、忙しい毎日過ごす中で、自身や身近な人の心の不調は、時に見過ごされがちになってしまいます。日本においては、休暇を取ることに對する負い目を感じる人が多く、精神疾患に対する偏見も強いために悩み事や心の不調に陥っていることを隠したいと感じる人が多いのが現状で、周囲が気付いた時には精神疾患が重症化していることもあります。職場のメンタルヘルス対策はもちろん、心身の健康についての正しい知識や精神疾患等の早期発見、早期治療の必要性を周知し、労働者が無理なく休息をとることができる意識改革と職場の仲間同士で職務をフォローし合うことのできる環境づくりを推進します。

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進やストレスチェックの実施等、メンタルヘルスの向上に向けた取組を実施することで、自殺のリスクを生み出さないための労働環境を整えます。また、労働者である前に一人の人間として尊重されるまちづくりを推進するため、研修会を行うなどハラスメント防止対策を積極的に行います。

【特に関係のある課とその取組(事業)】

総務課	
ストレスチェックの実施	【下記詳細】
職員向け研修の実施と周知	【再掲 p22】

人権教育推進課	
人権教育推進啓発事業	【再掲 p23】

事業	事業内容
ストレスチェックの実施	市役所職員自身のストレスへの気付きやその対処の支援、職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止します。

(2) 精神保健医療福祉サービスの連携体制の強化

心の不調からうつ病等の精神疾患を患った際、最も重要なことはいち早く専門の医療機関を受診することです。心の不調が体の不調となって現れることもあります。労働安全衛生法に基づき、事業者は労働者に対して健康診断を実施し、労働者は事業者が行う健康診断を受診しなければなりません。自身や身近な人の心身の健康管理に努め、何か問題があればすぐに専門機関に相談することができるよう普及啓発や連携体制の強化を推進します。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

健康課	
家庭訪問・健康相談	【下記詳細】
市民総合健診(保健指導)	【下記詳細】

地域包括支援課	
ふくし総合相談窓口	【再掲 p18】

地域福祉課	
障害者自立支援医療(精神通院)の助成	【再掲 p25】

事業	事業内容
家庭訪問・健康相談	うつ病、自殺問題についての個別相談を受け、生活面における助言、受診勧奨を行うとともに、適切な関係機関につながります。
市民総合健診(保健指導)	市民総合健診(集団健診)の保健指導において、メンタルヘルスについての個別相談を受け、保健指導と受診勧奨を行います。

3 重点施策3 生活困窮者への対策

生活困窮者はその背景として、多重債務、労働、介護、精神疾患、知的障害、発達障害、依存症、性的マイノリティ、虐待、性暴力被害、被災避難等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多い傾向があります。複合的な課題を抱える生活困窮者に対しては、地域における様々な支援を組み合わせ、包括的に支援する必要があります。

本市の職業別自殺者数は「年金・雇用保険等生活者」が最も多くなっています。様々な理由により働くことが困難な人の生活が追い込まれることのないよう、自殺対策と同じように包括的な支援強化を推進する「生活困窮者自立支援事業」及び「地域共生社会の実現に向けた改革」と連動し、誰もが住みやすいまちづくりを進めます。

(1) 複合的な課題を解決する仕組み・体制づくり

複合的な課題を抱える人たちの相談窓口として、本市では、すでに「ふくし総合相談窓口」を設けて支援体制の構築を始めています。様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであることを認識した上で、各関係機関が連携して問題解決に取り組むことのできる体制づくりを強化します。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

地域包括支援課	
ふくし総合相談窓口	【再掲 p18】
相談支援包括化推進会議	【再掲 p18】
地域共生社会推進事業	【再掲 p19】

(2) 支援につながっていない人を早期発見し、支援につなげる取組の推進

生活困窮者は、経済的困窮に加えて他者や社会との関係性の貧困があり、社会的に排除されやすい傾向があります。生活困窮者自身が SOS を出そうとしていない、または SOS の出し方がわからない場合もあるため、生活者に最も身近な市において、普段の相談支援業務の中で生活者の困っていることをいち早く察知し、支援につなげる取組を推進します。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

納税課、都市計画課、上水道課	
生活状況等の把握(確認)	【再掲 p19】

納税課	
納税相談	【再掲 p22】

地域包括支援課	
高齢者実態把握	【再掲 p24】

（3）生活困窮に陥った人の「生きることの包括的な支援」の強化

生活困窮に陥った人の「生きることの包括的な支援」を強化することは、生きることの促進要因を強化することにつながります。生活困窮者が最低限度の生活を営むことができるよう経済的支援を中心に生活支援の強化を図ります。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

地域福祉課	
生活困窮者自立支援事業	【再掲 p26】
生活保護事業	【再掲 p26】

都市計画課	
市営住宅の家賃支払い相談	【再掲 p25】

児童福祉課	
児童扶養手当給付事業	【下記詳細】
母子家庭等自立支援給付金支給事業	【再掲 p25】
母子生活支援施設入所措置事業	【再掲 p26】

国保医療年金課	
福祉医療費の助成	【再掲 p25】

商工振興課	
消費生活相談	【再掲 p24】

地域包括支援課	
成年後見制度利用支援事業	【再掲 p25】

事業	事業内容	担当課
児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭等で、児童を養育している人に支給します。なお、父母がいても重度の障害がある場合には支給されます。	児童福祉課

4 重点施策4 高齢者への対策

高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが求められます。そのため、地域において行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図るとともに、高齢者の居場所づくり、社会参加の強化に向けた施策を推進します。

(1) 高齢者の健康づくり、生きがいづくり事業の充実

自殺の最も大きな原因・動機は「健康問題」です。特に高齢になると健康面でのリスクは次第に高くなります。また、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすくなります。高齢者がいつまでも健康で生き生きと日常生活を送ることができるよう社会参加の機会をつくり、心身の健康づくりを推進します。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

高年福祉課	
介護支援ボランティア事業	【再掲 p22】
家族介護者支援事業	【再掲 p26】
高齢者生活支援短期入所事業	【再掲 p26】
高齢者老人保護措置事業	【再掲 p26】

地域包括支援課	
認知症カフェ運営事業	【再掲 p26】
いきいき百歳体操推進事業	【再掲 p26】
介護予防ケアマネジメント事業	【再掲 p22】

健康課	
出前講座	【再掲 p23】

(2) 高齢者のうつ症状の早期支援

高齢者は、慢性疾患による身体的苦痛や社会や家庭での役割の喪失感、近親者の喪失体験等精神的負担を感じる機会が多くなります。高齢者の抑うつ症状をいち早く発見し、適切な医療機関へつなげることができるよう高齢者のうつ病等に対する正しい知識の普及啓発と訪問相談支援の充実を図ります。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

地域包括支援課	
認知症初期集中支援推進事業	【再掲 p24】
高齢者実態把握	【再掲 p24】
認知症サポーター養成事業	【再掲 p22】

（3）見守り体制の整備

高齢者の見守り体制を整備することは、孤立死を防いだり認知症高齢者の見守りを強化したりするだけでなく、高齢者の心身の不調に気づき、寄り添うという自殺対策にもつながります。高齢者がいつまでも地域で安心して自分らしく生活を続けることができるよう企業や民間団体とも連携して支援体制を構築します。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

高年福祉課	
自立支援配食サービス事業	【下記詳細】
安心見守りコール (緊急通報システム)事業	【下記詳細】

地域包括支援課	
はいかい高齢者家族支援サービス事業	【下記詳細】
孤立死ゼロ作戦事業	【下記詳細】
高齢者買物サポート事業	【下記詳細】
認知症初期集中支援推進事業	【再掲 p24】
地域ケア会議推進事業	【再掲 p19】
在宅医療・介護連携推進事業	【再掲 p19】
西播磨成年後見センター事業	【再掲 p22】
成年後見制度利用支援事業	【再掲 p25】

事業	事業内容
自立支援配食サービス事業	市内に居住する75歳以上の高齢者等で調理が困難な方に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。
安心見守りコール (緊急通報システム)事業	65歳以上の援護を要するひとり暮らしの方等に、24時間体制で相談や緊急連絡を行うことができる専用機器の貸し出しを行います。
はいかい高齢者家族支援サービス事業	はいかい高齢者の事前登録とピカットシューズステッカーの配布、はいかい発生時の捜索体制の構築、日常的な見守りを行います。
孤立死ゼロ作戦事業	多くの企業等に協力を呼びかけ、地域住民とともに高齢者等の見守り活動を強化し、ネットワークの構築を図ります。
高齢者買物サポート事業	日常の買い物等に困難を感じている高齢者のために、宅配・買い物代行などの訪問サービスの情報を集約した冊子を配布します。

（4）高齢者の介護者に対する支援

高齢者を介護する家族等にとって、介護は身体的、精神的、経済的負担となります。介護者の介護疲れが原因で高齢者への虐待や無理心中に至ってしまうケースもあります。介護者の負担軽減のため、介護者への支援の充実を図ります。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

高年福祉課	
家族介護者支援事業	【再掲 p26】

地域包括支援課	
総合相談支援業務	【再掲 p24】